

# 平成29年度7月 入札契約制度の改正について

岡山市水道局

ダンピング対策強化のため、国の基準が見直されたことに伴い、最低制限価格及び低入札価格調査基準を見直します。

なお、平成29年7月1日以降に公告する入札を対象とします。

## 第1 建設工事関係

### ○ 最低制限価格設定方法の見直し

- ① 直接工事費の100分の97（現行：100分の95）
- ② 共通仮設費の100分の90
- ③ 現場管理費の100分の90
- ④ 一般管理費等の100分の55

※なお、①②③④の合計額（ただし、税抜許容価格の75%～90%）に一定の率を乗じて得た額を最低制限価格とする方法に変更はありません。

### ○ 低入札価格調査基準価格設定方法及び数値的失格基準の見直し

#### ・ 低入札調査基準価格

- ① 直接工事費の100分の97（現行：100分の95）
- ② 共通仮設費の100分の90
- ③ 現場管理費の100分の90
- ④ 一般管理費等の100分の55

※なお、①②③④の合計額（ただし、税抜許容価格の75%～90%）を低入札価格調査基準価格とする方法に変更はありません。

#### ・ 数値的失格基準

- ⑤ 直接工事費の100分の92（現行：100分の90）
- ⑥ 共通仮設費の100分の85
- ⑦ 現場管理費の100分の85
- ⑧ 一般管理費等の100分の50

## 第2 建設コンサルタント業務等関係

### ○ 最低制限価格設定方法及び低入札価格調査基準価格設定方法の見直し

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費 $\times 4.8/10$ (現行: $4.5/10$ )	—
土木関係建設コンサルタント業務(積算に技術経費を用いるものを除く。)	直接人件費	直接経費	その他原価 $\times 9/10$	一般管理費等 $\times 4.8/10$ (現行: $4.5/10$ )

※なお、①②③④の合計額(ただし、税抜許容価格の60%~80%)を最低制限価格(低入札価格調査基準価格)とする方法に変更はありません。

(補足) 現在、土木関係コンサルタント業務及び保障関係コンサルタント業務において、積算に技術経費を用いていないため、下記の設定方法は廃止します。

業種区分	①	②	③	
土木関係建設コンサルタント業務(積算に技術経費を用いるものに限る)	直接人件費	直接経費	技術経費 $\times 6/10$	諸経費 $\times 6/10$
補償関係コンサルタント業務(積算に技術経費を用いるものに限る)	直接人件費	直接経費	技術経費 $\times 6/10$	諸経費 $\times 6/10$